

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【公開番号】特開2015-202698(P2015-202698A)

【公開日】平成27年11月16日(2015.11.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-071

【出願番号】特願2014-81297(P2014-81297)

【国際特許分類】

B 6 0 R 16/02 (2006.01)

G 0 6 F 3/041 (2006.01)

G 0 6 F 3/0354 (2013.01)

【F I】

B 6 0 R 16/02 6 3 0 Z

G 0 6 F 3/041 4 0 0

G 0 6 F 3/033 4 3 2

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月8日(2016.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

指先による操作入力を受け付ける操作面(43)を備えた操作部(40)と、
操作者から見て前記操作面よりも手前側に設けられ、操作者の掌(H)が載置されるパームレスト(37)であって、前記掌の載置面(37A)の接平面が前記操作面の表面側に配置されるパームレストと、
を備え、

前記操作部は、当該操作部が移動されることによる操作入力も受け付け、
前記操作面は、前記パームレストに近い部分が、前記パームレストから離れた部分に比べて、前記パームレストに近づくほど前記パームレストにおける掌の載置面に近接するよう傾斜していることを特徴とする操作装置。

【請求項2】

前記操作面は、前記パームレストから離れた第1の部分(41)と、前記パームレストに近い第2の部分(42)とから構成され、

前記第1の部分は、前記操作面を支持する支持面(35)に平行な平面状に構成され、
前記第2の部分は、前記パームレストに近づくほど前記パームレストにおける掌の載置面(37A)に近接するよう傾斜した平面状に構成され、

前記第1の部分と前記第2の部分とでは、当該部分によって受け付けられる操作入力の操作対象が異なることを特徴とする請求項1に記載の操作装置。

【請求項3】

前記第1の部分と前記第2の部分との境界における一定幅を有する領域は、前記指先による操作入力を受け付けない領域とされたことを特徴とする請求項2に記載の操作装置。

【請求項4】

前記操作面が前記操作入力を受け付けているとき、前記操作部の移動を禁止する移動禁止部(53)を、

更に備えたことを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の操作装置。

【請求項 5】

前記操作部は、前記操作面が設けられた部分よりも前記パームレスト側に、操作者が当該操作部を移動させるために摘むための摘み部（45A）を備えたことを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の操作装置。

【請求項 6】

前記摘み部は、摘まれる方向の幅が異なる複数の部分を有することを特徴とする請求項5に記載の操作装置。

【請求項 7】

前記パームレストの前記操作面側端部に設けられ、前記操作部に近接または離間する方向に操作されるスイッチ（38）を、

更に備え、

前記操作部には、前記スイッチとの対向位置に凹部（47）が形成されたことを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の操作装置。

【請求項 8】

請求項1～7のいずれか1項に記載の操作装置を備えたことを特徴とする車両。